

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

(第4回協議会 [平成15年12月25日]) 提出

(第4回協議会 [平成15年12月25日]) 確認

協定項目	一般職の職員の身分の取扱い
調整の内容	3町の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

協定項目	一般職の職員の身分の取扱い	関係項目	条例定数と実職員数																																																																																																																																											
調整の具体的内容	<p>1. 3町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>2. 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>3. 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。</p> <p>4. 一般職の職員の給与については、合併後速やかに職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。</p>																																																																																																																																													
調 整 内 容	1 条例定数と実職員数(平成15年4月1日現在 単位:人)																																																																																																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">普 通 会 計</th> <th colspan="4">農 業 委 員 会</th> </tr> <tr> <th>首 長 部 局</th> <th>議 会</th> <th>選 挙 管 理 委 員 会</th> <th>監 査 委 員 会</th> <th>教 育 委 員 会</th> <th>農 業 委 員 会</th> <th>農 業 委 員 会</th> <th>農 業 委 員 会</th> </tr> <tr> <th></th> <th>条 例 定 数</th> <th>実 職 員 数</th> <th>条 例 定 数</th> <th>実 職 員 数</th> <th>条 例 定 数</th> <th>実 職 員 数</th> <th>条 例 定 数</th> <th>実 職 員 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白 石 町</td> <td>124</td> <td>120</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>(3)</td> <td>(3)</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> <td>22</td> <td>17</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>福 富 町</td> <td>67</td> <td>63</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>(3)</td> <td>(3)</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>有 明 町</td> <td>92</td> <td>88</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>(3)</td> <td>(3)</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> <td>30</td> <td>18</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>283</td> <td>271</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>68</td> <td>49</td> <td>12</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="6">公 営 企 業 会 計</th> <th colspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th colspan="2">水 道</th> <th colspan="2">下 水 道</th> <th colspan="2">そ の 他</th> <th>条 例 定 数</th> <th>実 職 員 数</th> </tr> <tr> <th></th> <th>条 例 定 数</th> <th>実 職 員 数</th> <th>条 例 定 数</th> <th>実 職 員 数</th> <th>条 例 定 数</th> <th>実 職 員 数</th> <th>条 例 定 数</th> <th>実 職 員 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白 石 町</td> <td>6</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>160</td> <td>148</td> </tr> <tr> <td>福 富 町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>89</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>有 明 町</td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>129</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>378</td> <td>348</td> </tr> </tbody> </table> <p>()は兼務数 本表には、派遣職員を含み、教育長は含まない。</p>			区 分	普 通 会 計				農 業 委 員 会				首 長 部 局	議 会	選 挙 管 理 委 員 会	監 査 委 員 会	教 育 委 員 会	農 業 委 員 会	農 業 委 員 会	農 業 委 員 会		条 例 定 数	実 職 員 数	条 例 定 数	実 職 員 数	条 例 定 数	実 職 員 数	条 例 定 数	実 職 員 数	白 石 町	124	120	3	3	(3)	(3)	(2)	(2)	22	17	5	4	福 富 町	67	63	3	3	(3)	(3)	(2)	(2)	16	14	3	2	有 明 町	92	88	3	3	(3)	(3)	(2)	(2)	30	18	4	3	合 計	283	271	9	9	0	0	0	0	68	49	12	9	区 分	公 営 企 業 会 計						合 計		水 道		下 水 道		そ の 他		条 例 定 数	実 職 員 数		条 例 定 数	実 職 員 数	条 例 定 数	実 職 員 数	条 例 定 数	実 職 員 数	条 例 定 数	実 職 員 数	白 石 町	6	4					160	148	福 富 町				3			89	85	有 明 町		3					129	115	合 計	6	7	0	3	0	0	378
区 分	普 通 会 計				農 業 委 員 会																																																																																																																																									
	首 長 部 局	議 会	選 挙 管 理 委 員 会	監 査 委 員 会	教 育 委 員 会	農 業 委 員 会	農 業 委 員 会	農 業 委 員 会																																																																																																																																						
	条 例 定 数	実 職 員 数	条 例 定 数	実 職 員 数	条 例 定 数	実 職 員 数	条 例 定 数	実 職 員 数																																																																																																																																						
白 石 町	124	120	3	3	(3)	(3)	(2)	(2)	22	17	5	4																																																																																																																																		
福 富 町	67	63	3	3	(3)	(3)	(2)	(2)	16	14	3	2																																																																																																																																		
有 明 町	92	88	3	3	(3)	(3)	(2)	(2)	30	18	4	3																																																																																																																																		
合 計	283	271	9	9	0	0	0	0	68	49	12	9																																																																																																																																		
区 分	公 営 企 業 会 計						合 計																																																																																																																																							
	水 道		下 水 道		そ の 他		条 例 定 数	実 職 員 数																																																																																																																																						
	条 例 定 数	実 職 員 数	条 例 定 数	実 職 員 数	条 例 定 数	実 職 員 数	条 例 定 数	実 職 員 数																																																																																																																																						
白 石 町	6	4					160	148																																																																																																																																						
福 富 町				3			89	85																																																																																																																																						
有 明 町		3					129	115																																																																																																																																						
合 計	6	7	0	3	0	0	378	348																																																																																																																																						
	2 職名																																																																																																																																													
	吏 員 の 職		そ の 他 の 職 員 の 職																																																																																																																																											
白 石 町	事務吏員：課長、係長、主査、主任主事、主事、保育士、保健師 技術吏員：課長、係長、主査、主任主事		主事補、自動車運転手、用務員																																																																																																																																											
福 富 町	事務吏員：課長、参事、係長、主査、主任主事、主事 技術吏員：課長、参事、係長、主査、主任主事、主事、保健師、主任保育士、保育士		主事補、電話交換手、調理員、自動車運転手、用務員																																																																																																																																											
有 明 町	事務吏員：課長(室長)、課長補佐(團長)、係長(團長、主任保育士)、主査(主任保育士)、主事 技術吏員：課長、課長補佐、係長、保健師、保育士		主事補、自動車運転手、用務員、調理員																																																																																																																																											

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	一般職の職員の身分の取扱い【参考資料】
	<p>【法令】</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年3月29日法律第6号） （職員の身分取扱い）</p> <p>第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。</p> <p>2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。</p> <p>地方公務員法（昭和25年12月13日法律第261号） （一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）</p> <p>第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。</p> <p>2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。</p> <p>3 特別職は、左に掲げる職とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職一の二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの五 非常勤の消防団員及び水防団員の職 <p>（分限及び懲戒の基準）</p> <p>第27条 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。</p> <p>2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。</p> <p>3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。</p> <p>（降任、免職、休職等）</p> <p>第28条 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。</p> <ul style="list-style-type: none">一 勤務実績が良くない場合二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合 <p>2 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。</p> <ul style="list-style-type: none">一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合二 刑事事件に関し起訴された場合 <p>3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手段及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。</p> <p>4 職員は、第十六条各号（第三号を除く。）の一に該当するに至つたときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。</p>